

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に関する事項

地方自治法第二百二十一条第三項の規定による普通地方公共団体の長の調査権の対象となる法人等の範囲を改めること。（第百五十二条関係）

第二 財務会計制度に関する事項

一 地方自治法第二百四十三条の規定により私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲を改めること。（第百五十八条第一項関係）

二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定に基づき随意契約によることができる場合を改めること。（第百六十七条の二第一項関係）

三 地方自治法第二百三十四条第六項の規定による競争入札の開札の手続きを改めること。（第百六十七条の八第二項関係）

四 地方自治法第二百三十八条の五第二項の規定による信託の目的の範囲を改めること。（第百六十九条の六第一項関係）

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この政令は、公布の日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 関係政令について所要の改正を行うこと。
(附則第二条及び第三条関係)